

第1期

社会福祉協議会とは…

社会福祉法に位置づけられた地域福祉の推進を行う民間組織です。仁木町では昭和26年に任意団体として設立され、平成3年に社会福祉法人になりました。

地域住民、ボランティア、関係機関、団体、行政などの参加と協力のもと「誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティづくり」を目指し、様々な活動を行っています。

仁木町 地域福祉 実践計画

令和4年度～令和7年度
(2022) (2025)

第1期仁木町地域福祉実践計画

令和4年3月発行

編集・発行 社会福祉法人仁木町社会福祉協議会

〒048-2406 北海道余市郡仁木町西町1丁目36番地1

電話 (0135) 32-3959

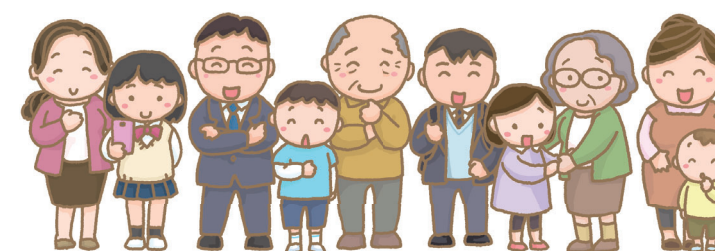
URL <https://www.hokkaido-niki-syakyou.org/>

E-mail fruittown.nikishakyo@hop.ocn.ne.jp



イメージキャラクター
“キュービー”

仁木町社協の今後の活動方針を定め、計画的に地域福祉を
推進するために地域福祉実践計画を策定しました。



社会福祉法人仁木町社会福祉協議会

1. 仁木町社会福祉協議会の活動理念（スローガン）

地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進します。

安心・安全・福祉のまちづくり

2. 施策の体系

基本目標

1

住民参加、協働による福祉社会の実現

各地域で取り組まれてきた支えあい活動を推進しつつ、ボランティア活動の促進などを通して社会参加の機会を促し、より身近な地域で支えあえる顔の見える関係性を構築していきます。

また、地域で起こっている身近な問題や課題を『我が事』として捉えられるよう、年代を問わず「“ふ”だんの“く”らしの“し”あわせ」を考えられる機会づくりと、多様な方の参加が促進される取り組みを進めていきます。

基本目標

2

地域に根ざした総合的支援体制と利用者本位の福祉の実現

住民の様々な相談の窓口として専門性を活かした相談対応と、安定的な在宅福祉サービスを展開していきます。

また、適切かつ継続的な福祉サービスの運営を行い、サービスを利用する住民や関係者等から得られる生活課題や地域課題の把握に努めながら、サービス内容の充実と地域福祉の推進を図ります。

基本目標

3

地域で安心して暮らせる環境づくり

行政や地域住民等と連携し、日頃からの災害の備えを強化しつつ、災害時等にも安定的な福祉サービスが提供できるよう体制を整えていきます。

また、高齢化に伴う認知症高齢者の増加が予想される中で、地域の中で自立した生活がおくれるように、適切な権利擁護サービスの活用普及に取り組んでいきます。

3. 施策の展開

安心・安全・福祉のまちづくり

基本目標1 住民参加、協働による福祉社会の実現		施策の展開			
施策項目1	住民参加による支え合い活動の推進	R4	R5	R6	R7
○地域住民と一緒にネットワークづくりを進めます		○	●	○	○
○地域住民による自発的な支えあいをお手伝いします		○	○	○	○
○ボランティアセンターの早期設立を目指します		○	○	●	○
○広報等により利用者・支援者双方に対する情報発信に努めます		●	○	○	○
施策項目2	人材の確保と育成	R4	R5	R6	R7
○様々な交流や学びの機会を通じ福祉の心の醸成に努めます		○	○	○	○
○サロン活動等を通じ世代間交流の場づくりを推進します		○	○	○	○

基本目標2 地域に根差した総合的支援体制と利用者本位の福祉の実現		施策の展開			
施策項目1	相談支援体制の充実	R4	R5	R6	R7
○住民の在宅生活全般を支援できるよう社協全体でのケアマネジメント体制を構築します		○	○	○	○
○多種多様なニーズに対応できるよう行政をはじめ多職種連携できるよう関係機関との連携を強化します		○	○	○	○
施策項目2	福祉サービスの充実	R4	R5	R6	R7
○民生委員や町内会などと連携し、住民の地域生活をサポートします		○	○	○	○
○直接的なケア活動を通じ、地域の福祉課題・生活課題の把握に努めます		●	●	●	●

基本目標3 地域で安心して暮らせる環境づくり		施策の展開			
施策項目1	防災・減災の充実	R4	R5	R6	R7
○被災者に対する生活支援体制を構築します		○	○	●	○
○非常時にも福祉サービスの安定的な供給ができる組織体制を構築します		○	●	○	○
施策項目2	権利擁護の推進	R4	R5	R6	R7
○町内の福祉サービス利用援助事業を推進します		○	○	●	○
○権利擁護事業の円滑な推進に向けて、小樽・北しりべし成年後見センターと連携を密にします		○	●	○	○

※施策の展開の●印は、重点取り組み期間を意味します

